

兵高教組

確定速報 3号

2015年11月13日 調査情報20号

兵庫県高等学校教職員組合調査部

TEL : 078-341-6745

FAX : 078-351-3185

URL : <http://www.hyogo-kokyoso.com>

mail : honbu@hyogo-kokyoso.com

「私たちの後には署名をしてくれている多くの教職員がいる」 教職員一人ひとりの思いをしっかりと受け止めよ！

高教組・従組・兵庫教組合同交渉団は、11月11日(水)に県教委と第3回目の賃金確定交渉を行いました。小橋教育次長からは、現段階に至ってもまだ具体的な成案には至っていないとして、第2回目とほとんど変わらない説明に終始しました。小野委員長はまとめの挨拶で「今日の回答では、臨時教職員や介助員をはじめ、教職員のいのちや生活について、しっかり考えてくれているのかと憤りを感じる。私たちの背後には署名をしてくれているたくさんの教職員がいる。教職員を励ます回答を強く求める」と要求しました。次回交渉では10大賃金署名の第一次分を提出します。ぜひ多くの教職員の思いを届けましょう！

「自主的な」勤務の責任も管理職にある 4月1日問題

県立学校で4月1日に任用されていない臨時教職員が勤務させられている問題について、前回の交渉で次長は、臨時教職員が「自主的に」勤務していることについては「想定していない」と回答しました。この回答について梅林書記長から、その場合の責任がどこにあるのかを問われ、次長は「管理職にある」と明言しました。

その上で、県教委が行った4月1日に出勤させている小、中学校での調査結果で「出勤を命じている学校は1校、自ら出勤した学校が17校」と回答し、交渉団を啞然とさせました。しかも調査方法が校長への調査だったこともあり、交渉団からは「校長に聞いても意味がない」「調査能力が疑われる」「調査方法を考えよ」と厳しい声が出されました。県教委が「勤務させないように徹底する」と回答して1年。結局、徹底することなどできていないことが浮き彫りとなっています。

出勤・退勤時間の実態調査を実施せよ

交渉団からは記録簿など今の自己申告制による方法で、そもそも勤務時間把握（出勤時間と退勤時間の把握）ができるのかと追及がなされました。次長は「記録簿で把握している。正確にできるよう徹底する」と現場の実態を踏まえない回答に終始しました。さらに、自己申告制という制度（記録簿等）でも勤務時間は把握できている旨回答があり、交渉団からは「全く実態を知らないのか」「県教委や校長による勤務時間の把握が実態通りになっていないので、厚生労働省の基準による実態調査を全校で行え」など怒りの声が数多く上がりました。

その他、賃金や諸手当の改善、総合的見直しなどの回答については、具体的な成案が得られていないと前回交渉と同様の回答にとどまりました。



「賃金確定に向けての10大要求署名」 を全ての職場から集めきりましょう！

続々と全県から本部に署名が届けられています。教職員の生活を破壊する県「行革」カットを一刻も早く終わらせ、2年連続での賃上げを勝ちとるために、職場の圧倒的多数の声で県教委を追いつめましょう！



第三波決起集会に集まろう！

11月24日(火) 16:00～17:00



兵庫県庁 第2号館前